

# 株式会社ヒノヤタクシー

## 運輸安全マネジメントに関する取り組み

### 安全方針

『安全、安心、快適』

#### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 当社の輸送の安全に関する基本的な方針を、当社の基本理念及び経営方針から、「安全、安心、快適」と定め、これを社内に周知する。
- (2) 社長は、当社の事業が公共的立場から乗客を「安全」「安心」「快適」に目的地まで輸送することを継続し社会の発展に寄与するものであり、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的役割を果たす。また、各現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要な使命であるという意識を徹底させる。
- (3) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善(Plan, Do, Check, Act)を確実に実施し、安全対策を継続的に見直すことにより全社員一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

## 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 令和元年度有責事故抑止目標達成状況

目 標	結 果
有責事故抑止目標 0 件	0

(2) 令和 2 年度 輸送の安全に関する目標

「重大人身事故ゼロ」		
有責事故抑止目標 0 件		
確 認 し ま す		
〈交差点〉 人、安全速度	〈車内〉 お客様の安全	〈点呼〉 検知結果

## 3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

○【自動車事故報告規則第 2 条第 3 項】……0 件

## 4. 安全管理規程

「安全管理規程」のとおり

## 5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共

有します。

(5)輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

(6)社内の事故審議会と連携して、輸送の安全の確保を図ります。

## 6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1)令和2年度に講じようとする措置(継続を含む)

①睡眠時無呼吸症候群(SAS)簡易検査の実施

②接客接遇の強化

年4回実施の「乗務員教習」に、“接客”、“接遇”の項目を組み入れ向上を図る

③法令遵守の徹底

お客様の立場に立った対応、運行と法令遵守、かつ、安全、安心、快適な輸送に努めるため基本的事項を徹底する。

④ヒヤリ・ハット情報収集の強化及び活用

年4回実施する安全運動期間中に「“ヒヤリ・ハット体験”の収集強化」を併せて実施し、収集したヒヤリ・ハット体験(情報)は事故防止及び安全対策資料として活用する。

⑤全従業員を対象とした経営説明会の開催

全事業所を巡回し、経営方針や事故防止(安全運行)、接客等に関する取り組みや輸送の安全に関する目標、当面の課題等について説明し、安全意識の向上を図る。また、現場の課題等に共通の認識を持つことにより、現場と本社のコミュニケーションの向上を図る。

⑥ドライブレコーダー記録映像(事故映像やヒヤリ・ハット映像)を活用した安全意識向上の取り組み。

これまでと同様に「事故防止対策会議」で原因を探るほか、作成した事故防止映像資料を営業所に配付し、再発防止資料として活用する。

## (2) 輸送の安全に関する投資

- ① 車両については、車齢・総走行キロを勘案し計画的に代替します
- ② ASV 装置(衝突被害軽減ブレーキ・ふらつき周囲喚起装置・車線逸脱警報装置)を搭載車両を計画的に導入します
- ③ タイヤの交換は、走行キロ、冬季走行等を勘案し計画的に実施します
- ④ 事故防止に係るコンサルティングを積極的に活用し、事故削減に努めます。
- ⑤ 乗務員指導室を中心とした「教育・研修の更なる強化を行うと共に、勤続3年未満の運転者を中心に、「事故予防のための安全習慣」研修を継続実施します。
- ⑥ 乗務員健康管理の強化を実施します。

## 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

「令和元年度〈営業所〉乗務員指導・教育計画」のとおり

## 8. 安全統括管理者に係る情報

都南営業所長 榎崎 勝利